

議案第 7 4 号

瑞穂町下水道事業の設置等に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 2 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

下水道事業に地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）に規定する財務規定等を適用するに当たり、下水道事業の設置等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町下水道事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号。以下「法」という。）及び地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号。以下「政令」という。）の規定に基づき、瑞穂町下水道事業（以下「下水道事業」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(下水道事業の設置)

第 2 条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第3条 法第2条第3項及び政令第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第4条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の区域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画において定める区域とし、下水道事業の計画人口は、当該事業計画において定める計画人口とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格が1,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が500万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円を超えるものとする。

(会計事務の処理)

第8条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務及び決算に係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第9条 町長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定

により、毎事業年度、4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同月の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするために町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事由により第1項に定める期日までに同項の書類を作成することができなかつた場合は、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(瑞穂町特別会計条例の一部改正)

2 瑞穂町特別会計条例(昭和51年条例第4号)の一部を次のように改正する。

本則中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

(瑞穂町特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定による改正前の瑞穂町特別会計条例第1号の規定に基づく瑞穂町下水道事業特別会計に係る令和元年度の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。